

令和8年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年6月3日（水曜）

1. 招集の場所 立科町議会会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1 番 秦野 仁美	2 番 宮坂 幸夫	3 番 小野沢常裕
4 番 今井 健児	5 番 芝間 教男	6 番 中村 茂弘
7 番 森澤 文王	8 番 村田 桂子	9 番 榎本 真弓
10 番 今井 清	11 番 村松 浩喜	12 番 今井 英昭

1. 不応招議員 な し

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽田徹也	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

8 番 村田 桂子
9 番 榎本 真弓

散会 午後1時58分

(午前10時00分 開会)

議長（今井英昭君） おはようございます。

ただいまから令和8年第2回立科町議会定例会を開会します。

現在までの出席議員は12名であります。定足数を超えておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

企画課から写真撮影、また報道機関から写真・ビデオ撮影等の申込みがあり、今会期中これを許可してありますので、ご承知願います。なお、本会議の一部についてはケーブルテレビで生中継も行いますので、ご承知ください。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（今井英昭君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番議員、村田桂子議員、9番議員、榎本真弓議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（今井英昭君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、今井健児議会運営委員長より報告願います。今井健児議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 今井 健児君 登壇〉

4番（今井健児君） 4番、今井健児。おはようございます。議会運営委員長の今井健児です。会期の検討結果についてご報告をいたします。

会期につきましては、5月18日、議会運営委員会を開催し、令和8年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日6月3日から6月15日までの13日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告を申し上げます。

議長（今井英昭君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間と決定し、お手元に配付した会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井英昭君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。木々の緑の深まりとともに初夏の爽やかな季節を迎えた中、本日ここに令和8年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、例年に比べ冬期間の降雪量が少なく、雨量も4月は例年並み、5月は少雨傾向で推移したため、代かき期の水不足が心配されました。用水管理者の土地改良区では、今年も女神湖の落水を行うとともに、里地域のため池取水によって配水調整が図られました。また、果樹関係では、春先の低温凍霜害もなく、ひとまず安堵いたしました。今後は高温障がいや台風の襲来等による被害がなく、収穫期を迎えられることを願っております。また、腐らん病感染やカメムシの発生等により、りんごの品質低下への課題については、早期発見、早期薬剤散布等の対策が必要ではありますが、即解決できる問題ではありません。町といたしましては、JAや果樹農家と協力し合いながら、立科りんごのブランド力維持に努めてまいります。

次に、現在の米問題について触れさせていただきます。昨年の深刻な米不足から一転して米余りと価格下落が起こっています。過度な在庫増によって卸値が下がり始め、生産農家からは、価格暴落への危機感や需要の減少による収入減への不安が高まってきています。高値の継続が消費者の節約指向や他の主食への移行を促し、直近の消費量は過去7年で最低水準に落ち込むなど、米離れの兆候が見られるとも言われています。今後の価格は、新たな収穫の時期や生産動向に左右される見通しであるとの報道もあります。米全体の販売価格の適正化や、米生産農家の所得安定につながる米政策になることを期待してやみません。

さて、高市早苗首相は5月25日、中東情勢の混乱長期化によるエネルギー価格の高騰を受け、7月から9月の電気・ガス代を補助すると表明。3か月間で5,000円程度の負担引下げ効果を実施できると強調されました。また、2026年度補正予算案の編成に当たり、ガソリン価格を抑える補助金も継続し、原油高の打撃に的を絞って家計の負担軽減が図れるよう政府与党に要請したとの報道がありました。食料品等の値上げも続く中、今後とも国県の物価高対策等を注視しながら、末端行政ができ得る支援を行ってまいります。

次に、4月以降の主な事業取組について、5点申し上げます。

まず1点目は、立科町住民税非課税世帯等エアコン設置促進事業につきましては、近年の猛暑による熱中症リスクの増加、また物価高の影響を受けている住民税非課税世帯、生活保護世帯を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と長野県住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金を活用し、エアコン購入費を助成いたします。現在、補助金申請の受付を行っております。

2点目は、猿による農作物の被害が確認されており、有害鳥獣捕獲の許可を申請し、

町内 2 か所に地獄檻を設置、捕獲を実施中であります。また、猿の目撃情報があつた古町、茂田井、姥ヶ懐、中尾美上下の 4 地区内で、動物を誘引する柿や栗の木の数量把握を目的に、情報提供を区長・部落長会総会の際に依頼をいたしました。

熊対策につきましては、現在のところ、町内での目撃情報はありませんが、県や近隣市町村での方針や取組を踏まえて、有事の際の緊急措置やわな・銃器の有資格者の確保に努めてまいります。

3 点目は、辺地対策事業により、御泉水自然園と女神湖湿地帯の既存遊歩道の更新を継続実施いたします。また、女神湖畔に 5 か年計画で遊歩道を設置し、夏季等繁忙期における一時的なオーバーツーリズムの解消と、水辺散策を楽しむ新たなスポットとなるよう努めてまいります。

4 点目は、温井配水池の改築工事についてであります。温井配水池は、古町以北の里地域全体の上水道水源であると同時に、東御市、佐久市茂田井地区、上田市千石地区にも供給している主要配水池であります。この温井配水池は、昭和 36 年度に第 1 期造成工事が完成。以降、昭和 46 年度完成の第 3 期造成地建設に至るまで、給水人口増に見合う施設の増設が行われました。配水池の管理は、今日まで適正な維持保全に努めてまいりましたが、施設全体の老朽化が著しく、再整備が必要となり、令和 8 年度から 3 か年ほどかけて改修工事を実施することといたしました。8 年度は、既に実施している詳細設計に基づき、第 1 期工事として敷地造成工事を実施いたします。

5 点目は、権現山運動公園風の子広場のリニューアル遊具更新工事についてであります。権現山運動公園内の遊具が経年劣化し、更新時期を迎えており、大型遊具等、広場内の遊具及びトイレを全面的にリニューアル更新するため、町民等からの意見集約を経てプロポーザルを実施、公園整備事業を順次進めてまいります。

以上、主な取組について、5 点申し上げました。

このほか、8 年度予算執行に基づき、役場来庁者及び職員が安心、快適に利用できるよう、庁舎内トイレの洋式化工事を実施いたします。また、移住体験住宅の滞在期間が短いとのアンケート要望に応え、現在未使用となっている北青木及び大城住宅団地を利用し、お試し移住体験住宅として整備を図ってまいります。

また、児童館屋内運動場に来館管理システムを導入し、安全な入退館管理と保護者への安心提供及び業務の効率化を図ってまいります。

立科町の里は、田植え作業が進み、緑一面の美田が広がっています。一方で、条件不利地域の水田不耕作地及び畑地の荒廃農地が増え続けており、その解消に苦慮しております。町では地域計画に基づき、耕作農地の集約等を進めるとともに、農業振興公社等の組織体制強化を図りながら、遊休荒廃農地の解消を図ってまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願いを申し上げ、招集の挨拶いたします。

続いて、令和 8 年 3 月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申

し上げ、そのほかにつきましてはお手元に配付させていただきましたので、ご覧ください。

3月17日、卒業生41名の小学校卒業式、18日には卒業生39名の中学校の卒業式に、そして24日には卒園児30名の保育園卒園式に出席し、それぞれ厳粛な中にも和やかに、そして希望に満ちあふれた立科の子どもたちの新しい門出に立ち会わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところであります。

また、3月17日には、立科町移住定住促進住宅ヴィーナス・ラーチたてしなの住宅名称看板除幕式・竣工式を執り行い、全10棟から成るこの住宅施設が、これからの当町の移住定住を促進するシンボリックな存在となることを願っております。

4月2日、保育園に21名の新入園児、6日には小学校に30名、中学校に39名の新入生を迎え、お祝いの言葉を申し上げます。

また、4月2日には、消防団新幹部・新入団員任命式を行い、地域の安全・安心を守る消防団の皆さんに感謝と激励の訓示をいたしました。本年度の団員総数は284名となりました。

4月13日、区長会・部落長会の総会が開催され、本年度の役員が決まるとともに、各課等から行政情報等の伝達を行いました。

4月23日、長野県市町村対抗駅伝大会の壮行会に出席し、選手の皆さんを激励し、5月12日には、第3回議会臨時会を招集し、財産の取得について2件をお認めいただきました。

5月30日には、立科小学校創立50周年記念運動会が開催され、子どもたちの元気はつらつとした姿に接し、拍手を送りました。プログラムには、全校児童、PTA、地域の皆さん、来賓による50周年記念大玉送りもあり、総参加による記念運動会となりました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に提出しております議案等の概要について申し上げます。

提出しております案件は、条例改正1件、補正予算3件、専決処分の承認を求めるもの7件、報告3件であります。

議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部改正については、3月定例会以降、再検討を行い、使用料の改定に関し、改めて提案するものであります。

議案第43号 令和8年度一般会計補正予算（第1号）については、既定予算に歳入歳出それぞれ1,215万5,000円を追加し、総額を55億1,215万5,000円とするものです。主な内容は、総務費においては、地域おこし協力隊新規隊員1名分の人件費を、商工費では、蓼科第二牧場に牛を放牧するための委託料を、教育費では、中学校の部活動地域展開に係るコーディネーターの人件費を、それぞれ計上し、そのほか4月の人事異動に伴う人件費など、所要の改正を行うものであり、議案第44号及び第45号は、介

護保険特別会計、水道事業会計の補正予算であります。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日付で専決処分をした案件の承認を求めるもの、条例の一部改正2件、補正予算5件であります。

報告は、令和7年度一般会計、索道事業特別会計、水道事業会計に係る繰越明許費の報告3件となります。

加えて、最終日に、財産の取得について2件と、立科町農業委員会の委員任命について同意を求める件13件の提出を予定しております。

提出いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から報告申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（今井英昭君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長、また各常任委員会としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました諸般の報告をもって報告とします。

◎日程第5 承認第2号～日程第7 承認第4号

議長（今井英昭君） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）から日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町一般会計補正予算（第12号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町町税条例の一部を改正する条例であります。

これは、令和8年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政省令が令和8年3月31日に公布されたことにより、これに関する町税条例の改正を行ったものであります。

条例改正につきましては、議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものでありますが、議会を招集する時間的余裕がないこと、国の制

度改正に伴うものであり、特に町として独自に規定した条項等がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分をしたものであります。

初めに、主な改正の概要を申し上げます。

軽自動車税では、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が令和8年4月1日から廃止されました。この廃止は、米国の関税措置の影響を緩和するため、国内自動車市場の活性化を図る観点から、自動車ユーザーの取得時における負担軽減や簡素化につなげるよう行われたものです。

また、当町の軽自動車税の環境性能割は、令和7年度374万円ほどでありましたが、廃止に伴う減収分は当面の間、国が地方特例交付金として支出します。環境性能割の廃止に伴う条例改正では、関係する条文を削除し、併せて現行の軽自動車税種別割を軽自動車税に改めます。

個人住民税では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し、住宅借入金特別税額控除の適用期限を令和12年度まで5年間の延長などの改正であります。

固定資産税では、家屋及び償却資産に係る課税標準額の免税点が引き上げられます。

その他法律改正に合わせて文言の整理、項ずれの整備等、所要の改正を行うものであります。

改正文1ページから主な改正点を説明いたします。

第18条の3は、納税証明に係る規定で、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税に改めます。

第19条は、延滞金に係る規定で、環境性能割に係る条項等を削ります。

第33条第3項は、特定大口株主配当等に係る徴収方法の改正で、第34条の7第2項の改正は、寄附金税額控除に係るもの、第36条の2及び第36条の3の2の改正は、第36条の3の3の改正に伴う項ずれを反映するものです。

中ほどの第36条の3の3の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等について、個人住民税の課税に当たり必要な情報が得られるよう、申告書の記載事項等の範囲を拡大するものとなります。

2ページをお願いします。

中ほどの第63条の改正は、固定資産税の免税点の見直しで、家屋は現行課税標準額20万円を土地と同額の30万円に、償却資産は現行150万円を180万円に、令和9年1月からそれぞれ引き上げるものです。これによる影響額は、令和8年度の課税実績で、家屋が33万円、償却資産が27万円ほどの減額を見込んでおります。

次の第80条第1項から3ページの4行目、第91条第2項までの改正は、軽自動車税に関するもので、環境性能割の廃止に伴う改正であり、環境性能割に係る条項を削るほか、種別割を軽自動車税に改めるものです。

3 ページ、7 行目、附則第 6 条の改正は、特定一般用医療品等に係る医療費控除の特例について、現行、令和 9 年度までの適用期限を取り除くものです。

附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、個人住民税の住宅借入等特別税額控除に係るもので、附則第 7 条の 3 を削り、附則第 7 条の 3 の 2 を附則第 7 条の 3 として、適用期限を令和 20 年度から令和 25 年に 5 年間延長するなど、法の改正に伴う所要の整備を行いました。

附則第 8 条第 1 項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例に関わるもので、適用期限を令和 9 年度から令和 12 年度に 3 年間延長します。

附則第 10 条の 2 の改正は、固定資産税に係るわがまち特例で定める再生可能エネルギー発電設備等に係る項ずれと減免措置率の見直しによるものです。

4 ページ、7 行目、附則第 10 条の 3 の改正は、政令の項ずれによるもの、第 10 項中の「改正実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改めるなど、法令改正に合わせ改正するものです。

4 ページ中ほど、追加される第 3 号、家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 5 条各号に掲げる特別特定建築物について、基準に適合する高度なバリアフリーの改修がされた建築物は、附則第 10 条の 2 により、わがまち特例として減免措置 3 分の 1 が新設されました。

この次の附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る、そこから下から 5 行目、附則第 16 条の 2 までの改正は、環境性能割の廃止に伴うものです。

5 ページ、2 行目、附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る住民税の課税の特例の改正で、適用期限について令和 8 年度を令和 11 年度に改め、3 年間延長するほか、法改正に合わせた改正となります。

5 ページ中ほどの追加される附則第 19 条の 3 の改正は、特定暗号資産の譲渡所得等に係る個人住民税の課税の特例で、特定暗号資産とは、ビットコインなどインターネット上で取引される電子的な資産であり、これらの資産に係る譲渡所得等については、分離課税により税率 100 分の 3 の所得割が新たに課税されます。

6 ページ中ほどの附則第 1 条として、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日とするのですが、以下、第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる改正規定は、それぞれ令和 9 年 1 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 10 年 1 月 1 日から、第 4 号に掲げる改正規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日とするものです。

続いて、7 ページにかけて、第 2 条は町民税に関し、8 ページにかけて、第 3 条は固定資産税に関し、第 4 条は軽自動車税に関し、それぞれ改正に伴う経過措置を規定するものです。

第 5 条は、平成 26 年立科町条例第 14 条の一部改正について、環境性能割の廃止に伴

い、附則第6条中の種別割を削るものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

裏面は、専決処分書となります。

承認を求める内容は、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは、令和8年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政省令が令和8年3月31日に公布されたことにより、これに関するものと合わせて資産割廃止に向けた税率改定等についての改正を行うものであります。

承認第2号と同様に、条例改正につきましては、議会の議決が必要なため、本来定例会や臨時会において議決いただくべきものでありますが、国の税制改正に伴うものであり、議会を招集する時間的余裕がないことが大きな理由であります。

また、資産割廃止に向けた税率改定等については、本年2月の議会全員協議会で改定案をお示し、併せて子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、今回は税率改定についても専決処分せざるを得ない旨を説明しております。2月に申し上げた税率改定以外は、町として独自に規定する条項等がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日に専決処分をしたものであります。

この改正の概要を2つに分けて申し上げます。

1つは、国保制度改革に基づき、令和9年度までに資産割を廃止することとした算定方式の県下統一に向けた税率改定に係る改正であります。資産割の廃止に向けた税率改定では、これまでは所得割や均等割の税率を引き上げることで対応してきましたが、今回は物価高騰による家計への影響等を鑑みて、現在安定している基金を活用して運営することにより税率は引き上げずに、実質資産割のみを引き下げた税率改正といたしました。

2つ目は、地方税法等の一部改正に係る改正であります。本年度から、子ども・子育て支援金制度が創設され、これにより1人当たり年間で3,000円が上乘せになりますが、この増額分を医療分の引下げにより、全体の税率は引き上げずに調整しております。

このほか課税限度額の引上げにより、高所得者層の限度額を見直し、併せて軽減判定所得の引上げにより、低所得者層の負担の軽減を図る内容となっております。

次ページの改正文をお願いします。

第2条第1項の改正は、第1号中に子ども・子育て支援法の規定による子ども・子

育て支援納付金を加え、第4号、子ども・子育て支援納付金課税額を追加することで国民健康保険税課税額の1つに加えます。

第2条第2項ただし書き中は、医療分である基礎課税額の上限を「66万円」を「67万円」に改め、第5条を追加し、子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額及び均等割額の合計額に、18歳以上被保険者は18歳以上被保険者均等割額を加算した額とすることと規定します。この18歳以上被保険者均等割額は、18歳未満の均等割額が軽減され、この軽減された分を18歳以上の被保険者が負担する制度となっております。ただし書で、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は3万円とすると上限を定めました。

第3条から第5条の改正は、医療分となります。第3条は所得割を「100分の7.30」を「100分の7.10」に、第4条は資産割を「100分の6.00」を「100分の2.00」に、第5条では均等割を「2万3,000円」を「2万1,000円」にそれぞれ改め、引き下げました。

第7条の改正は、後期高齢者支援分の資産割を「100分の1.71」を「100分の0.57」に、第9条では、介護納付分の資産割を「100分の2.55」を「100分の0.85」にそれぞれ改め、引き下げました。

2ページの追加した第9条の4から第9条の6は、子ども・子育て支援分に係るものとなります。

第9条の4は、所得割を100分の0.20に、第9条の5は、均等割を1,900円に、第9条の6は、18歳以上被保険者均等割額を100円に、それぞれ定めるものであり、医療分で引き下げた資産割以外の分をここに充てることで負担増とならないよう調整いたしました。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定となります。

第1項では、第2条第2項の改定に伴い、医療分の課税限度額の改正及び子ども・子育て支援分の課税限度額に係る規定を追加しました。

第1号では、7割軽減の均等割等軽減額を改正及び追加し、3ページにかけて、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行「30万5,000円」から「31万円」に、3ページ、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行「56万円」から「57万円」に、それぞれ引き上げ、対象となる均等割等軽減額を改正及び追加しております。この引き上げは、低所得者層に対する保険税負担の軽減を図ることから改正されたものであります。

第23条第2項は、未就学児のそれぞれの軽減等に対応した均等割額の改正及び追加となります。

第23条第3項は、出産被保険者の産前・産後期間に係る子ども・子育て支援分の軽減について追加し、第7号で所得割、第8号で均等割、4ページ、第9条で18歳以上

被保険者均等割額について規定し、第４項の追加は、18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援分の均等割額の軽減について規定しております。

その他文言の整理等、所要の改正を行うものであります。

附則として、施行期日を令和８年４月１日とし、令和８年度以降の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

承認第４号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和７年度立科町一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書１ページをご覧ください。

令和７年度立科町一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億639万2,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ61億5,307万8,000円とするものであります。

第２条、繰越明許費の変更は、「第２表 繰越明許費補正」によります。

第３条、地方債の変更は、「第３表 地方債補正」によります。

令和８年３月31日に専決処分を行いました。

２ページから５ページまでは、「第１表 歳入歳出予算補正」の款項の補正額等になります。

６ページは、「第２表 繰越明許費補正」です。これは、７年度に予算化してある事業について、事業の進捗状況により翌年度に繰越しして執行するため、事業費の限度額を定めるものであります。２款総務費について、１項総務管理費庁舎駐車場増設事業、７項コミュニティ費権現の湯バイオマスボイラー設置事業及び７款土木費２項道路橋梁費橋梁長寿命化修繕事業については、事業費の確定及び令和７年度事業執行額により、それぞれ記載のとおり変更するものであります。

７ページは、「第３表 地方債補正」で、事業費の確定により限度額の変更をそれぞれ行いました。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

８ページ、９ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

10ページをお開きください。歳入となります。

歳入では、今回の補正は実績等によるもの、補助金等の交付決定によるものが補正の主たる理由でありますので、主な補正内容について申し上げます。

２款地方譲与税から12ページ２段目の９款環境性能割交付金までは、交付額の確定による補正であります。

3 段目の11款地方交付税の特別交付税については、3 月交付分の額の確定により1 億5,364万9,000円の増額となりました。

13ページ、13款分担金及び負担金は、実績による各種負担金の補正であります。

14款使用料及び手数料の1 項1 目総務使用料1 節コミュニティ施設使用料は、権現の湯の入館者増加等による1,116万8,000円の増額、3 節温泉使用料は、樽ヶ沢温泉の揚湯量の減少に伴い、229万円の減額となりました。このほかは、使用料、手数料の実績によりそれぞれ補正いたしました。

14ページ、15款1 項国庫負担金は、交付決定または実績による補正です。

2 項国庫補助金では、15ページ、3 目衛生費国庫補助金1 節保健衛生費補助金は、概算による交付額確定に伴う減額で、実績による精算は次年度になる見込みです。

このほかの国庫補助金は、交付決定または実績による補正であります。

下段から17ページにかけて、16款県支出金は、それぞれの事業実績、県費負担割合の確定による補正が主なものであります。

この中で16ページ、2 項1 目総務費県補助金、U I J ターン就業・創業移住支援金事業補助金は、当年度中の申請がなく、195万円の皆減となります。

17ページ下段、17款2 項1 目不動産売払収入は、当年度中において、西塩沢三葉団地の分譲地の販売実績が3 区画中2 区画であったことから、残り1 区画分386万8,000 円を減額いたしました。

18ページ、18款寄附金は、ふるさと寄附金の実績による減額補正であります。

19ページにかけて、21款諸収入は、それぞれ収入実績によるものであります。

19ページ、20ページにかけ、22款町債は、借入額確定に伴い、それぞれ補正をいたしました。

21ページからは歳出となります。

歳出では、今回の補正は歳入の確定等による財源内訳補正のほか、事業等の実績に伴う減額補正が主な内容となりますので、主要な補正内容について申し上げます。

2 款1 項3 目財産管理費では、22004還付金は別荘等貸付地において、契約解除等に伴う返還金が当年度1 件のみで147万8,000円の減額、24004その他目的基金積立金は、森林環境譲与税のこの活用事業である危険木伐採等に係る補助金などの事業費の差額を森林環境譲与税基金に積み立てることから、事業費確定による積立金145万円の増額補正であります。

5 目企画費では、010213まちづくり事業経費、22ページ、18021補助金では、結婚新生活支援補助金は当年度中の申請がなく90万円の皆減、このほかがんばる地域応援事業交付金などの実績により計162万2,000円の減額。

次の010230移住定住推進経費の18021補助金は、歳入でも触れましたが、U I J ターン就業・創業移住支援金事業補助金は、当年度中の申請がなく260万円の皆減、このほか空き家利用促進補助金等の実績により、計619万円の減額補正となりました。

8 目情報化推進費では、23ページの010217電算管理経費の使用料は、自治体情報システムの標準化・共通化に係るガバメントクラウドの利用料の実績により284万8,000円を減額補正しました。

9 目ふるさと寄附金事業費は、実績により1,315万円を減額補正いたしました。

25ページ、7 項コミュニティ費では、権現の湯の運営に係る事業経費を実績に伴いそれぞれ減額し、全体で1,099万3,000円の減額補正となりました。中でも14085工事請負費624万6,000円の減額は、バイオマスボイラーの設置等に係る事業実施設計額と予算額の差額や入札差金などであります。

26ページ、3 款1 項2 目障がい者福祉費は、利用者の減少に伴い、各種補助金及び障がい福祉サービス給付費の実績により、768万円の減額補正となりました。

27ページ、3 目福祉医療費では、扶助費は実績に伴い152万円を減額し、福祉医療費貸付金30万円は、貸付け実績がなく皆減いたしました。

28ページ下段、2 項3 目保育所費は、歳入の確定による財源内訳のみの補正となります。

30ページ下段、3 項1 目高齢者福祉総務費473万円の減額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金で実績に伴うものであります。

32ページ、4 款1 項2 目予防費は、歳入の確定による財源内訳のみの補正となります。

33ページ、3 目母子保健費では、健診・検診等委託料は妊婦及び出生者数の見込みと実績の差により140万円を減額補正いたしました。

2 項1 目ごみ処理費は、一部事務組合への負担金と大型生ごみ処理機購入補助金などの実績に伴う減額、歳入の確定による財源内訳の補正となります。

34ページ、5 款1 項農業費は、農業振興に係る補助金など実績による減額と歳入の確定による財源内訳の補正であります。

35ページ下段、2 項林業費、36ページ、5 目森林環境譲与税活用事業費は、危険木伐採等に係る補助金の実績により157万7,000円を減額いたしました。

6 款1 項2 目商工振興費の339万円の減額は、昨年度実施したたてしな応援商品券事業等の補助金の実績によるものであります。

37ページ、2 項1 目観光総務費は、索道事業特別会計の実績に伴い、繰出金1,168万円の減額。

38ページ、3 目観光施設費は、実績により12010除雪等委託料751万3,000円を減額いたしました。

39ページ、7 款2 項1 目道路維持費500万円の減額は、入札差金、工法変更等によるもの。

40ページ下段、4 項3 目町営住宅建設事業費の140万円の減額は、配電線の設置により消火栓設置が必要なくなったことから、水道事業会計への負担金を減額補正しま

した。

41ページ、8款消防費は、歳入の確定による財源内訳のみの補正であります。

9款1項2目事務局費は、010902事務局一般経費は、パートタイム会計任用職員の報酬等281万7,000円の減額。

次の010903教育振興経費では、児童生徒・教師用のタブレット端末のアップデート作業業務委託176万円の減額。補助金は蓼科高校通学車両運行補助金424万円の減額など、補助金計767万円の減額でそれぞれ実績に伴うものであります。

45ページ中段、10款2項公共土木施設災害復旧費は、道路・橋梁の災害が皆無であったことから皆減しました。

12款予備費は、2億2,781万2,000円を増額し、3億7,084万2,000円として歳入歳出の差額を調整いたしました。

46ページ以降は給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 私、毎回申し上げているんですが、特に町民の税金に関わることにについてはきちんと議会で審議すべきだと。課長も冒頭にそのこともおっしゃいましたけれど、議会を開くいとまがないとおっしゃっているんですが、これを見ますと適用はいずれも4月1日に遡るというふうになっていますよね。今日は6月の3日です。いつ決めても4月1日に遡及適用ができるということが書いてあるのであれば、ちゃんと議会を開いてやるべきなんではないですか。これについては、ほかの専決処分についても言えますけれども、これをやっていると議会は要らないですよ。審議する必要はないので、そこら辺をどう考えるのか。これは一課長の考えではちょっとお答えできないかと思うので、私はこれは町長に聞きたいと思います。ほかの議案もみんなそうなんですけど、4月1日に遡ってやれるのであれば、ちゃんと臨時会を開いて議決して遡及適用すればいいじゃないですか。今までもそうしてきましたよね。何でこんな複雑なたくさんものを、国が決めたからそのとおりやればいいんだというふうになってしまえば、地方議会が議決する必要がないわけですよ。結果的に同じであっても、地方の議員がちゃんと中身が分かって議決しなくちゃいけないんだと思うんですけど、その議論する機会を設けないということは私、議会軽視だと思うんですが、この問題について、ほかの専決処分のこともありますので、まず最初に町長のご見解を伺いたいと思います。

議長（今井英昭君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 専決処分の関係につきましては、当然条例等にありますので、それにの

っとして私どもはやっております。特に議会のところで必要な部分につきましては、
今までも全協の中では説明を申し上げてきております。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

先ほど村田議員さん、遡及して4月1日に遡ってやればいいということなんです、
不利益が生じる場合は遡及できませんので、当然上がるものもございまして、後で
やって4月1日に遡及するというのは法律的に難しいことでございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 不利益の場合は遡及適用できないという規定があるということなんです
けれども、それについても、どちらにしても結構軽減のこともあったりしてよいところ
もあるんですけども、しかし納得のできないところがあります。やっぱりさうい
うというのは遡及適用ができるわけですから、ちゃんと臨時会を開けというのは私
議会として当然の要求だと思います。これについては、先ほど町長がお答えになりま
したけど、答えになっていないと思います。そういうことが法令上できるということ
があったとしたって、町民の税金に関わる問題については、やっぱり町議会がちゃん
と説明を受けて理解をして承認をするというふうになかったら、町議会要らないで
すよね。これからどんどん専決でやっていけばいいわけですから。これはお答えにな
っていないです。これは度重ねて申し上げておりますので、これはやっぱり遡及適用
ができるものでありますので、不利益はされないとかいうことになれば全て議会は通
さなくてもいいわけですよ。国が決めたら即、条例改正してしまえばいいわけで、こ
んな変な話はないと思います。これについては私、もう同じような答えしか出ないと思
うんですけど、厳重に抗議をしたいと思います。次回からは、この条例改定もそう
だし、補正予算もそうですけども、やっぱりちゃんちゃんと議会にかけて私たち議員
が理解できるような機会を保障すべきだと。これは議会改革の中でも申し上げておき
ますけれども、そういうことは申し上げておきたいと思います。

その上で質問です。

6ページに暗号試算のことが書いてあります。このほかのことは、附則のところ
ですけど、第14のところ、普通はいろいろ翌年度とかいうふうになっているんですけ
ども、翌々年度までせつかく課税をしようというものを3%の金額課税が出てきたも
のを翌々年度までに延ばされている、要するに課税が猶予されているわけなんです
けど、それはどうしてでしょうか。その背景についてお伺いをしたいなと思います。

あとは大概利益にはなっているかなとはお見受けできるんですけども、これにつ
いてちゃんと頂くものは、特にビットコインなんかは莫大な取引が行われるわけな
ので、それについての課税は速やかに行うべきだというふうに私も思っておりますので、
これが何でそんなに翌々年度になっているんだという背景、お答えいただきたいと思

います。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 附則第18条第3項の改正の特定暗号資産の譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例の話だと思いますが、6ページの附則第1条第4号の金融取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の日の属する年の翌々年の1月1日ということの質問であると思いますが、やっぱり法律を改正しないと税を頂くということは難しいと思います。

それと翌々年といいますと、例えばこの法律の改正が12月の末に行われた場合は、翌々年だから1年空けた1月1日となるので、やっぱり税金を取るの、ある程度の期間は周知期間として空けていくという考えの下、この附則はつくられたものと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 村田です。一つ、これは子ども・子育て支援金が支援制度ができることによって各医療保険からその分の税金が新たに上乗せされて徴収されるということで、その代わりに子ども・子育てに関わる様々な施策展開が行われたというふうに私も理解しているんですが、とするならば、子育て世帯には大変負担も増えるけれども見返りもあるということでは一定程度の理解はできます。しかし結婚して子どもがいない人、あるいは高齢者というのは重税化のみが残るわけなんです、それは立科町においては、一体どのくらいの割合、不利益を被る方たちというのはどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

そして具体的に言うと、例えば高齢世帯の皆さん、これは所得に応じた利用料というか、税額になっていくと思うんですけれども、一番少ない、例えば年金毎月1.5万円、とても低い金額の方たちにもこの子ども・子育ての分が賦課されるわけですね。

最低の場合だったら一体幾らが賦課されることになるんでしょうか。そういう不利益を被る人たちというのは相当多いんじゃないかというふうに私は感じるんですけども、当町においては、これは町民課長にも併せて、実態を持っていらっしゃると思うので、お聞きます。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

子ども・子育て支援金の増額分については、提案説明でも申し上げたとおり、医療分を引き下げてその分充てているもので、子ども・子育て支援金で増額される世帯は、税金が要は行って来いになりますので、ありません。ございません。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 確認ですけれど、そうすると全ての保険者、例えば国民健康保険に加入している人と後期高齢者に加入している人も、それぞれ所得割分が減額された分と子ども・子育て支援金で上乗せされる分が行って来いで全く新たな負担はないというふうに考えていいんですか。それはそういうふうに言い切れるんでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

あくまでも立科町健康保険税に入っている方、今回は提案説明でも申し上げましたとおり、物価高騰による家計への影響を鑑みて、現在安定している基金を活用して、それで運用していくということを考えております。ですので、資産割が下がる分をはかの税金で上げるとか、今回上乗せされた子ども・子育て支援金についても、医療費分をその分下げてこの分を賦課することになりますので、国民健康保険税の中では子ども・子育て支援金ができることによって直接増税となるという方はおらないということでございます。

以上です。

8番（村田桂子君） 後期についてはどうですか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 後期につきましては、ちょっと私もその内容が分からない部分あるんですけど、それはこれとは違って負担はあると考えております。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいまの多分恐らく課長のお答えは、今年度に限りというか、8年度は国保の基金があるからそれを充てると。資産税が下がった分と子ども・子育てに関わるものはね。ということになるんですけども、これがずっとそうなのかということですよ。いつまでもつのかということも同時に問われなくちゃいけないんですけど、そのことがまずどうかということをお伺いしたいと思います。

また、後期については、県全体でおやりになっていらっしゃるわけですから、そこ

が果たして子ども・子育て支援金の分が上乗せされた分が吸収されるような仕組みになっているかどうか。これについては町民課長のほうからお答えいただきたいんですが、やっぱり子ども・子育てを社会全体で支えるという制度の趣旨は分かりますけれども、しかしそれが負担増につながるようなことになるといけないかなと本当心配するので、そこはどうなのか。後期高齢についてのお答えをお願いします。

議長（今井英昭君） 村田議員に確認ですが、後半の部分、2つ目の質問につきましては、今議題となっております国民健康保険税条例の中から外れてしまうと思いますので、1点目のみ答弁いただきたいと思いますが、いいでしょうか。

8番（村田桂子君） 分かりました。そうだね。

議長（今井英昭君） では1点目、竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

今後どうなるのかということについては、今後の国民健康保険税全体で支出がどうなる、収入がどうなる、そこら辺を見極めてどうしていくかは考えていくことだと思います。当然議員さん言われた基金の保有額等も加味して考えていくものだと思います。

それとあと資産割を今廃止する方向でいくんですけども、この資産割が廃止された後に、算出方法について県下統一の保険料ということも今考えられているので、ここら辺の議論もやっぱり当然注視して今後保険料がどうなるのか。県下統一の保険料となれば、ちょっと私どもが調整したり下げたりすることはできないので、そこら辺はどうなるのか。それにされることで立科町は上がるのか下がるのかということも重要になっていくと思います。そこで上がる場合は基金を使ってできるだけ抑えるとかそういうことも考えていきたいと思います。

それと先ほどこっちと言えなかった部分なんですけど、子ども・子育て支援金、こういう子ども・子育てについてはやっぱり国民全員が持っていかなければいけないという社会保障として考えられているものでありますので、行き当たりばったりの財源ではなく、恒久的・持続可能な財源を充てることは必要だと考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対の立場で討論いたします。

今回の条例の特徴としては、国民健康保険税の中から資産割を順次減らして、令和9年度からは3方式に変えるとそういう大きな流れが一つあります。それと同時に、子ども・子育て支援金制度というものができて、そのために全て18歳以上の皆さんに子ども・子育てに関わる税金を負担してもらおうということがかかってまいります。今回は立科町が大変努力をされて、基金を使って上がらないようにしている。あるいは所得割は減らしてその分をそちらへ充てるように、増税にならないように努力するというお答えがありました。その努力については評価をいたしますけれども、しかし全体として考えたときに、やはりこれは子ども・子育てに関わる家庭には恩恵が及ぶかと思いますが、子どもを持たない世帯にも広く薄く増税がかかってくるという点では大変大きな問題をはらんでいるのではないかと。特に子ども・子育てについては、私は国の政策としてきちんと位置づけるものだと思っております。先ほど課長が恒久的な財源が必要だよと。全くそのとおりで、それを広く国民に負わせようという考え方が私は認めることができません。これまでと同様に国が、子ども・子育てについては責任を持ってちゃんと予算措置をする、制度設計をする、そのようにすべきだと思います。今言ったように、子どもがいない家庭も相当ありますし、ましてや後期高齢などは負担増しかかからないわけです。次から次と増税がかかっておりますので、今回はこの国民健康保険税条例ですけれども、やはり町民全体の負担増につながるという点では賛成しかねるということで討論としたいと思います。

また、先ほども質問の中で申し上げましたけれども、こういう町民の権利に関わること、特に税金に関わることについては、私は議会にきちんと議論する場を保障すべきだというふうに思います。これは議会改革の中でも申し上げたいと思いますけれども、結果がどうであれ、全く同じであったとしてもやっぱり当町を構成する議員が中身をしっかり分かり、町民に説明ができるような知見を持つためにも、きちんとした審議ができるためにも、議会を開いて議論すべきであるということを重ねて申し上げまして、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

その他討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。本件の採決については起立により行います。

本件について原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認をお願いします。着席してください。

起立多数です。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、賛成多数で承認す

ることに決定しました。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町一般会計補正予算（第12号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） まず12ページなんですけど、地方交付税が1億5,000万というふうに変多額の交付税が措置されました。これの主な理由としてはどんなことでしょうか。これが1点目の質問です。

2点目の質問は、権現の湯の使用料についてです。884万円が増加になったということで入館者が増えたということが言われました。

また同時に、歳出のほうでコミュニティ費のほうを見ますと、25ページですが、権現の湯の事業経費が1,000万円の減額になっています。これは補正額が1,000万、増額が880万余で支出のほうで1,100万ということになりますと、議会に前提出をされた現況の赤字部分ですけれども、令和7年度の赤字予想というのが出されて、かなりの多額になるということでは言われたわけですが、この収入が約900万プラスになり、支出のほうで1,000万、プラマイ合わせると約2,000万近くが余裕ができるかなみたいになっちゃう素人考えでは思うんですけども、これについての令和7年度の赤字見通しとしてはどのくらいになるのでしょうか。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） お答えいたします。

交付税の補正につきましては、3月の特別交付税の額が決定したことにより増額となりました。特別交付税は、いろいろな協力隊ですとか、あと川西赤十字病院の補助金ですとか、そういったものを算定された中で増額となったものでございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 市川企画課長。

企画課長（市川 偉君） お答えいたします。

権現の湯の使用料ですが、昨年度の入館者数につきましては、前年より2万4,600人ほど増加をいたしました。これに伴いまして、今回補正のとおり、使用料が増加になっております。

決算の見込みですが、まだ現時点見込みになりますが、歳入が増えたことによりまして4,100万円ほどのマイナス決算という見込みでございます。

以上になります。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 承認第5号～日程第10 承認第7号

議長（今井英昭君） 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））から、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ449万2,000円を追加し、予算の総額を7億3,737万6,000円とするものです。

令和8年3月31日専決、立科町長。

2ページ、3ページは「第1表 歳入歳出予算補正」、4ページは事項別明細書の総括です。

5ページをご覧ください。

歳入のうち、1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより1目一般被保険者国民健康保険税で1,910万9,000円の増額補正です。当初の予算では、税の算定基礎となる加入者数や所得など、全ての項目において確定しているものがございませんでしたので、ある程度安全側に税収を見込んでおりましたが、したがって、予算額よりも税収が確保できることはある程度想定をしていたところでございます。

次の3款2項1目保険給付費等交付金は、1節普通交付金で療養給付費等の実績に伴いまして1,200万円の減額でございます。

2節特別交付金では、保険者努力支援分などの実績として165万8,000円の増額補正でございます。

6 ページ、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、実績見込みによりまして27万5,000円の減額です。

2 項 1 目国民健康保険支払準備基金繰入金は、400万円の減額で、税収の確保及び歳出の補正に合わせて調整した結果、皆減となりました。

7 ページから歳出となります。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、実績により事務処理手数料を減額いたしました。

2 項 1 目賦課町税費では、システムの改修費により、実績により当初の見積りより減額となりました。

続いて、8 ページから 9 ページにかけて、2 款保険給付費は、全て実績または実績見込みによる補正となります。

1 項 1 目一般被保険者療養給付費は200万円の増、2 項 1 目一般被保険者高額療養費は1,100万円の減、4 項 1 目出産育児一時金は、実績が 1 件であり、200万円の減、5 項 1 目葬祭費は実績が 5 件となり、75万円の減額です。

9 ページ下段、3 款国民健康保険事業費納付金は、額の確定により、20万円の減額。

10 ページ、4 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費は、実績により100万円の減。

5 款 1 項基金積立金は、収支実績の見込みにより、1,900万円を増額しました。これにより、令和 7 年度末での基金積立残高は 1 億1,300万円余りとなる見込みです。

7 款予備費は、調整による減額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

令和 7 年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ17万1,000円を減額し、予算の総額を 1 億2,028万2,000円とするものです。

令和 8 年 3 月 31 日専決、立科町長。

2 ページは「第 1 表 歳入歳出予算補正」、3 ページは事項別明細書の総括です。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、3 款 1 項一般会計繰入金は、実績により事務費繰入金17万1,000円の減額です。

続いて、5 ページから歳出になりますが、1 款 1 項総務管理費は、財源内訳のみの変更で予算額に補正はありません。

2 項徴収費は、事務費の実績により14万8,000円の減額。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、実績により 1 万6,000円の増額です。

4 款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

令和 7 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）になります。

補正予算書の 1 ページをご覧ください。

この専決処分につきましても、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ4,742万8,000円を減額し、予算の総額を 9 億5,344万7,000円とするものです。

令和 8 年 3 月31日専決、立科町長。

2 ページ、3 ページは「第 1 表 歳入歳出予算補正」、4 ページは事項別明細書の総額です。

5 ページをご覧ください。

歳入になりますが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、異動などの実績により440万円の増額です。

4 款 2 項 1 目調整交付金は、介護給付費などの実績により990万8,000円の減額、6 目事務費交付金は、システム改修費の交付決定により、26万8,000円の増額です。

5 款支払基金交付金も、国庫支出金と同様に、介護給付費等の実績に伴い計2,879万円の減額です。

6 ページ、8 款 1 項一般会計繰入金は、それぞれ、介護給付費、事務費等、低所得者保険料軽減分及び地域支援事業などの実績に伴う補正により、合計で456万1,000円の減額となりました。

2 款基金繰入金は、収支実績の見込みにより皆減といたしました。

10款 3 項 1 目負担金は、配食サービス利用者負担金の実績により 5 万4,000円の減額です。

次に歳出になりますが、8 ページから10ページ中段にかけて、2 款保険給付費は、全て実績に伴う減額となります。

1 項介護サービス給付費は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の実績により1,990万円の減、2 項介護予防サービス給付費は、主に居宅予防住宅改修費補助金等の実績により120万円の減、4 項高額介護サービス費及び5 項特定入所者介護サービス費も実績に伴う減額です。

10ページ中段から12ページ中段まで、3款地域支援事業費も実績に伴う補正です。

1項包括的支援事業・任意事業費は、主に成年後見人等報酬費などの該当がなかったこと及び配食サービス事業の実績などにより148万5,000円の減額です。

2項介護予防生活支援サービス事業費は、財源内訳のみの補正。

3項一般介護予防事業費は、主に介護予防講座等や介護予防ポイント事業等の実績により40万円の減額です。

12ページ中段、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、収支の実績見込みにより2,000万円を増額しました。これにより、令和7年度末での基金積立残高は1億8,400万円余の見込みです。

予備費では、収支見込みにより4,044万3,000円を減額しましたが、予備費の残額3,700万円余は、次年度において各種負担金や交付金との精算をする仕組みになっているため、国や県などへの支払いがおよそ3,600万円程度発生する見込みであることから、その財源として確保し、繰越しをするためのものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。国保の関係で予算書のお伺いします。

この決算については、基金積立金を増やして1,900万円増やしているということで全体としては黒字決算ということなんでしょうか。その辺細かいところを教えてください。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

黒字か赤字かというような概念もあまり考えておりませんが、全体の収支バランスといたしましては、おっしゃるとおり、黒字という認識かと思います。

以上です。

議長（今井英昭君） 10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 当初の見込みと、それからこれは予算を立てるときのあれなんですけど、実際に決算になったときについては、保険の給付費がそんなに当初見込みより少なかった理由とか、その具体的な理由はどんな感じで予算これだけ基金に繰り入れることができたのか、その辺の理由は調べてあるのかどうかお伺いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） この保険の予算につきましては、毎回申し上げているところでありますが、決算になってみるまでは収支バランスが実際どうであるかというのが分かり

ません。と申しますのは、保険給付などにつきまして、保険者がそれを調整することができないわけでありまして、請求されたものに関しては全て支払う義務があるという前提の下で、その財源をいかに確保するかというのは事前に予想で予算を組むという、こういうものであるからでございます。

それで、最終的にそうした財源が当初の想定よりも確保できたか、もしくはできなかったかということの結果として、今回の専決処分につきましては財源が確保できたので、主には税収が想定をしていたよりも多く税収が確保できたということを要因といたしまして基金の取崩しが必要がなくなったと、結果としてですね。そういうことで今回の基金の繰入れは皆減という補正予算ということになりました。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 村田です。8ページ、お願いします。

一般被保険者の療養給付費が200万円増えたということなんですけれども、これの主な理由というのは何かつかんでいらっしゃいますか。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

これは請求の金額が結果としてこれだけ増えたという結果でございまして、その内訳がどうであったかということにつきましては、詳細のところは分かりません。いわゆる要因というものです。そうした例えば疾病分類などにつきましては、翌年になりましてからそうした内訳が出てくることがありますけれども、ただ、それが直接的にそれぞれの被保険者が受診をしたときの要因がどうであったかという事情までは分かりませんので、結果としてこれだけの請求が来たということをもって今回の補正予算としたところであります。

以上です。

議長（今井英昭君） 8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 連合会のほうから請求が来たからその分を予算に計上したんだよということはよく分かりますけれども、しかし町としてもレシプト点検とかしているわけですよ。コロナが一段落して一定程度の疾病が収まってきたのかなと思っていたところ200万円なので、例えばこれインフルエンザが蔓延してしまったとか、何かそういう主たる要因みたいなものがあるのかなと思って、そこら辺をどうお考えなのかなということをお伺いしたかったわけなんです。昨年度の町民の健康状態についてどうだったのかなということ、200万円も増えてしまったものですから、全体に人口が減っていますので介護保険も縮小傾向ですよ。全体の財政規模が減ってきている中で、これだけ200万円増えているよということの主たる原因が何かなということなんです。じゃあ課長はその原因というのはつかんでいらっしゃらないとか、分からないということになるんでしょうか。それでもレセプトから見て一定程度こういう

ことがあって増えたのではなかろうかということがお分かりかなと思ってお伺いしているところです。お分かりでしたらお願いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

あくまでも200万円の増額というのは、予算に比べてどの程度増減したかということでありまして、そもそもこの予算の編成自体が、金額が過去の実績などから推しはかりまして金額を計上しています。予算を編成する段階で将来のかかる疾病の分類ですとかその内訳などを予想して積み上げているものではございませんので、支払額の過去の推移から推しはかって予算を編成している。それに比べて、今回200万円支払いのほうが不足してきたと。これは結果でございまして、その分類などにつきましては、先ほども申しましたように、後ほどそういった内訳が分かることはございます。それはそれとして、保健事業といいますのは字の違う健康のほうの字を使う保健ですけども、そうした事業のほうにそうした傾向というものは生かしていくということでございますので、この予算の内容という意味で申し上げれば、そうしたことは現時点で把握をしていないところであります。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。先ほどと同じようなことでお伺いします。

介護保険についても、これを見ますと基金の積立金が2,000万できたとなったんですが、これについてはこの介護保険も実際黒字でできたということでもいいでしょうか。お伺いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

同様にそのような認識でよろしいかと思えます。

以上です。

議長（今井英昭君） 10番、今井 清議員。

10番（今井 清君） 毎回申し上げて、介護保険は保険料が高いじゃないかということで町民の方から大分ご指摘されている状況が具体的にはあるんですが、これについて今、今回も黒字になったという状況があるかと思うんですが、この辺について、今後見込み等については当初の介護保険の関係については、これで適切だったかどうかというのと、今後先の見通しについてどう考えていらっしゃるかお願いします。

議長（今井英昭君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

この保険も保険の特別会計でございますので、予測で予算を編成してございます。それで国民健康保険につきましては毎年保険税を見直す機会がございますけれども、介護保険に関しましては3年に一度ということになっています。それで3年間同じ保険料でいくということが確定をしております、令和7年度は2年目ということになります。今年、令和8年度が最終で、今年中に次期3年間の計画を保険料の基準月額なども含めて策定をする予定であります。ということで、結果とすればその当初見込んでいた保険給付まで至らなかったと、支出が。結果として基金のほうの積立てができたという結果になったということでございます。こうしたことを受けまして、次の3年間の計画を立てますけれども、その際にはそうした財源を考慮いたしまして保険料などとの調整を図っていくと、そのように考えております。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 承認第8号

議長（今井英昭君） 日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

産業振興課長（篠原英男君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ867万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,147万1,000円とするものでございます。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和8年3月31日に専決処分を行いました。

2ページ目は、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

3ページは、「第2表 地方債補正」です。返地対策事業の実績等により、限度額を8億2,000万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5ページは歳入になります。

2款繰入金は、事業費の確定等により、一般会計からの繰入金を1,168万円減額するものでございます。

4款諸収入は、指定管理者納付金と消費税の確定により732万3,000円増額するものでございます。

5款町債は、返地対策事業の実績により260万円減額するものでございます。

6款国庫支出金は、事業実績により171万7,000円減額するものでございます。

6 ページは歳出になります。

1 款 1 項索道事業費 1 目リフト事業費は、それぞれ事業費確定により合計で795万円減額いたしました。

2 款 1 項公債費 2 目利子は、事業費確定により64万6,000円減額いたしました。

歳入歳出の差額7万8,000円は、3 款予備費で調整いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8 番、村田桂子議員。

8 番（村田桂子君） これ、索道事業というのは、特に町民から税金を取るわけでもなく、町民の権利に直接関わることではないと思うのに、なぜ専決になるのでしょうか。普通に6 月議会に議案として補正予算を計上されればいいんじゃないのでしょうか。どうして専決にするのか、その理由をお聞かせください。

議長（今井英昭君） 篠原産業振興課長。

産業振興課長（篠原英男君） お答えをいたします。

地方自治法179条1 項の規定により専決をさせていただいております。すみません、令和7 年度予算ですので、6 月議会のほうに補正予算は提出できないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8 号は原案のとおり承認されました。

ここで休憩のため暫時休憩といたします。再開は1 時半からです。

（午前11時58分 休憩）

（午後1 時30分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 報告第3 号

議長（今井英昭君） 日程第12 報告第3号 令和7年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。竹重総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 報告第3号 令和7年度立科町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により次の繰越計算書のとおり報告いたします。

この12事業は、令和7年度内に事業が完了しないことから、令和8年度に繰越しを行いました。

繰越理由としましては、2款総務費について、1項総務管理費では、調停事件弁護士委託費は、昨年11月に議会調整会議でご報告申し上げた調停事件が年度内に事件解決しなかったため、また庁舎駐車場増設事業及び庁舎4階エアコン設置事業は、令和8年1月末以降に発注し、工期期間が2年度にわたるため、3項戸籍住民基本台帳費では、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業は、7年度中の着手により補助対象となるが事業期間が2年度にわたるため、デジタル基盤改革支援補助事業は、国の仕様等の提示が遅れ年度内に事業完了できないため、7項コミュニティ費権現の湯バイオマスボイラー設置事業は、試験運転においてボイラーのタンク及び配管が損傷し年度内の事業完了が困難であるため、3款民生費1項社会福祉費、住民税非課税世帯エアコン設置促進事業は、7年度中の着手により補助対象となるが、事業期間が2年度にわたるため、5款農業水産業費3項土地改良費、農村地域防災減災事業は、防災重点農業用ため池緊急整備事業として7年度中の着手により補助対象となるが、事業期間が2年度にわたるため、6款商工費について、1項商工費、たてしな応援商品券配付事業及び2行下の2項観光費、G o T o信州立科町レイクリゾート満喫クーポン事業は、7年度中の着手により補助対象となるが事業期間が2年度にわたるため、1項商工費、スマイル交通車両更新事業は、マイクロバスの年度内の納車が困難であったため、7款土木費2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業は、追加工事等が判明し年度内の完了が困難であったためでございます。

翌年度繰越額は合計4億636万円で、国県支出金、地方債等の財源内訳については、記載のとおりであります。

本日提出、立科町長。

報告は以上となります。

◎日程第13 報告第4号

議長（今井英昭君） 日程第13 報告第4号 令和7年度立科町索道事業特別会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。篠原産業振興課長、登壇の上、報告願います。

〈産業振興課長 篠原 英男君 登壇〉

産業振興課長（篠原英男君） 報告第4号 令和7年度立科町索道事業特別会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書のとおり報告いたします。

1款1項索道事業費、スキー場大規模整備事業について、工事实施に係る仕様書作成等に期間を要するため、委託料と工事請負費と合わせて7億3,990万円を本年度に繰越しを行いました。

本日提出、立科町長。

報告は以上でございます。

◎日程第14 報告第5号

議長（今井英昭君） 日程第14 報告第5号 令和7年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。羽場建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 羽場雅敏君 登壇〉

建設環境課長（羽場雅敏君） 報告第5号 令和7年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、報告を申し上げます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告するものです。

繰越計算書の対象事業につきましては、温井配水池詳細設計業務の1事業であります。

河川法に基づく、長野県との工事内容の協議に時間を要したことによる履行期間の延長であり、3,665万2,000円を令和8年度へ繰り越すものです。

なお、令和8年度に実施予定の温井配水池敷地造成工事に係る詳細設計業務は、既に完了しており、入札執行に向けて現在事務を進めているところであります。

本日提出、立科町長。

報告は以上であります。

◎日程第15 議案第42号

議長（今井英昭君） 日程第15 議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 市川 偉君 登壇〉

企画課長（市川 偉君） 議案第42号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の改正は、エネルギー価格・物価高騰の長期化に加え、人件費の増加の影響により、施設の管理運営経費が年々増加していることから、経営の改善に向け赤字幅を縮小するため、使用料について受益者負担の適正化を図り、1回券を大人500円から600円、子ども200円から300円に改正し、各回数件についても、別表のとおり改正をお願いします。

なお、町民に限り大人と子どもの1回券については、町民の福祉を考慮して、料金を据置きいたします。

附則として、令和8年9月1日から施行するものとします。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第43号

議長（今井英昭君） 日程第16 議案第43号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第43号 令和8年度立科町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,215万5,000円を追加し、予算の総額を55億1,215万5,000円とするものであります。

本日提出、立科町長。

2 ページから4 ページは「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

5 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

6 ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

15款1項1目民生費国庫負担金は、障害者支援事業負担金として、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係る負担金4万5,000円を増額補正しました。

2項2目民生費国庫補助金は、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金で、新

生児1名分2万円を計上しました。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、経営体育成交付金として、経営発展支援事業世代交代・初期投資促進事業の農業用機械に係る補助金で、交付決定により375万円を計上しました。

7目教育費県補助金、地方スポーツ振興費補助金は、中学校の部活動地域展開に係るコーディネーター人件費等の補助金で、内示により334万円を計上しました。

7ページ、18款1項1目総務費寄附金は、ふるさと寄附金制度を活用した地域課題解決事業の申請が1件あったことから、ふるさと寄附金250万円を増額補正いたしました。

21款4項1目雑入は、1地区の申請が長野県市町村振興協会の地域活動助成事業の採択となったことから、250万円を計上しました。

続いて、8ページからは歳出となります。

なお、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、会計年度任用職員分も合わせ、各款において所要の補正を行っております。

2款1項1目一般管理費は、人件費のみの補正であり、9ページにかけて、5目企画費は、長野県市町村振興協会の地域活動助成事業——これ宝くじを使うものなんですけど——に町区が申請したコミュニティセンターへのエアコン設置及び会議机などの備品整備事業が採択されたことに伴い、歳入と同額の補助金250万円を計上しました。

また、地域おこし協力隊1名を採用し、活動拠点を一般社団法人立科町振興公社に置き、社会福祉型テレワーク事業をはじめ、地域課題の解決に向けた事業に取り組むことから、この活動に必要な費用307万2,000円を地域おこし協力隊経費に計上しました。

なお、採用は10月を予定しております。

9ページ、9目ふるさと寄附金事業は、ふるさと寄附金制度を活用した地域課題解決事業について、一般社団法人信州たてしな観光協会から白樺高原花火大会を対象にした申請があったことから、寄附金の受領時等に必要それぞれの経費計50万円と地域課題解決事業補助金として200万円、計250万円を計上しました。

10ページ中段、7項1目コミュニティ施設管理運営費の使用料の7万円の増額は、現在設置工事中のバイオマスボイラーの遠隔監視システムの利用料です。

11ページ、3款1項2目障害者福祉費の電算委託料9万1,000円の増額は、障害者自立支援給付審査支払等システム改修に係るもの、3目福祉医療費電算委託料13万9,000円の増額は、高額療養費の制度改正に伴う福祉医療システムの改修に係るものとなります。

2項1目児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金は、本年3月に出生し、4月に申請があった新生児1名分2万円を計上しました。

12ページ下段、3項1目高齢者福祉総務費は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る費用として、介護保険特別会計繰出金135万4,000円を増額補正しました。

14ページ、5款1項3目農業振興費は、県の経営発展支援事業、世代交代初期投資促進事業の交付決定により補助金375万円を計上しました。この事業は、農業経営を開始した認定就農者を対象に農業用機械等の導入に係る補助事業で、スピードスプレーヤー1台と乗用草刈機1台を導入するものです。

5目都市農村交流費の備品購入費85万3,000円を増額は、農ん喜村の厨房の食器洗い機が経年劣化により故障し、更新するものです。

15ページ中段、6款2項4目蓼科牧場費は、本年度、蓼科第二牧場に預託される牛が見込めず、観光牧場として牛5頭を放牧するための委託料250万円を増額計上いたしました。

17ページ中段、9款4項2目公民館費は、当初予算計上以外に3分館から区及び部落等の集会所整備事業の相談があったことから補助金104万1,000円を増額補正いたしました。補助金額の大きなものは、3つの会議室へのエアコン設置で74万1,000円、公民館照明のLED化で18万3,000円です。

18ページにかけて、5項1目社会体育費は、中学校の部活動地域展開に係るコーディネーターとして会計年度任用職員の報酬等418万6,000円を計上いたしました。

18ページ、6項1目中央公民館管理費は、蛍光灯など消耗品費16万1,000円を増額、図書室の窓ガラスにガラス飛散防止及び図書の色落ちを防ぐUVカットフィルムを施工する修繕料33万7,000円を増額補正しました。また、視聴覚室のエアコンは、平成4年の設置で冷えにくいことから更新し、併せて団体室にエアコンを新設するための工事請負費110万円を計上いたしました。

2目史跡公園管理費では、松並木公園の駐車場やトイレの北西の山林は、町が土地を借り賃借料を支払っておりますが、土地所有者の意向もあって、3筆3,838平方メートルの山林を購入することから、公有財産購入費49万2,000円を計上しました。

19ページ、12款予備費で140万8,000円を減額補正し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

20ページ以降は、給与費明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第44号

議長（今井英昭君） 日程第17 議案第44号 令和8年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第44号 令和8年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

令和8年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ135万4,000円を追加し、総額を9億2,235万4,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページは「第1表 歳入歳出予算補正」、3 ページは事項別明細書の総括です。

4 ページをご覧ください。

まず歳入ですが、8款1項一般会計繰入金は、歳出でご説明いたします電算委託料に係る事務費の増額分です。

歳出ですが、1款1項総務管理費では、令和8年3月13日に告示されました介護報酬の改定について、臨時に改定を実施するとされたことから、これに係るシステム改修費を120万1,000円計上するものです。

4 項の地域包括支援センター費も同じく臨時改定を実施することとされたため、システム改修費を15万3,000円計上するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第45号

議長（今井英昭君） 日程第18 議案第45号 令和8年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 羽場 雅敏君 登壇〉

建設環境課長（羽場雅敏君） 議案第45号 令和8年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和8年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第2款水道事業費用について、第1項営業費用を412万2,000円増額し、2億7,556万4,000円とし、第4項予備費を412万2,000円減額し、206万5,000円といたします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第3条、職員給与

費2,035万9,000円を2,415万4,000円に改めるものです。

本日提出、立科町長。

2 ページをお願いいたします。

収益的支出ですが、2 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費及び 4 目総係費では、職員の人事異動等に伴う給料手当等412万2,000円の増額です。

4 項予備費は、412万2,000円の減額です。

3 ページは、令和 8 年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜き）です。

4 ページ以降は、給与費明細書ですので、ご確認ください。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 陳情第 1 号

議長（今井英昭君） 日程第19 陳情第 1 号 「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書は、5月15日までに受付をいたしました。

上程をいたしました但、ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いします。

また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

なお、この後、2時15分より広報広聴委員会を第1 委員会室で開催しますので、委員は参集願います。

（午後 1 時58分 散会）